



AML/CFT態勢の高度化に関する助言サービス

態勢整備完了期限・FATF第5次相互審査を見据えたAML/CFT態勢の高度化

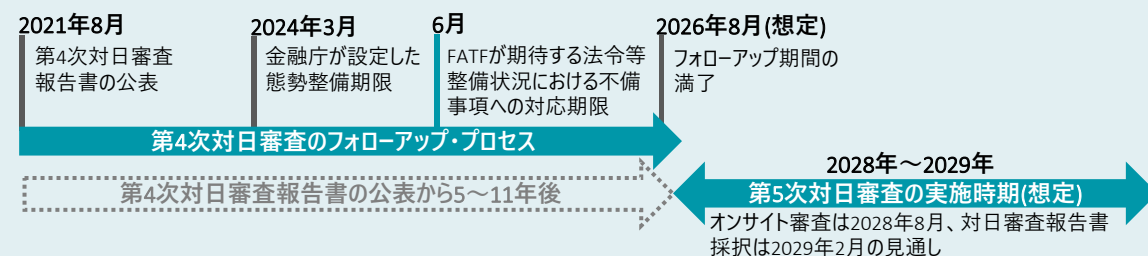
AML/CFTに関する環境認識と今後の展望

2019年に実施されたFATF第4次対日相互審査のフォローアップにおいて、外為法等の関係法令の整備など、「行動計画」に基づく対応は着々と進んでいます。そうした中で、2024年3月の金融機関等における態勢整備完了期限が目前に迫っており、各金融機関においても、金融庁ガイドラインとのギャップ解消にリソースを投入し、AML/CFT態勢の高度化が進められているところです。

しかしながら、金融機関の一部には、自らの個別具体的な特性を考慮したリスクの特定・評価が十分に行えていない、あるいは自らのリスクを踏まえた低減措置に課題を抱えているなど、依然として実効性のあるAML/CFT態勢を構築できていない事例も見られます。

2028年8月にオンサイト審査の実施が見込まれるFATF第5次対日相互審査では、これまで以上に有効性の評価が重視されるとともに、リスクの高い領域に焦点が当てられるといわれており、今後、各金融機関は、金融庁ガイドラインに記載された事項への形式的な対応にとどまらず、より実質的にリスクと向き合い、リスクベースのAML/CFT態勢を構築することが求められていると考えられます。

対日審査に関する動き

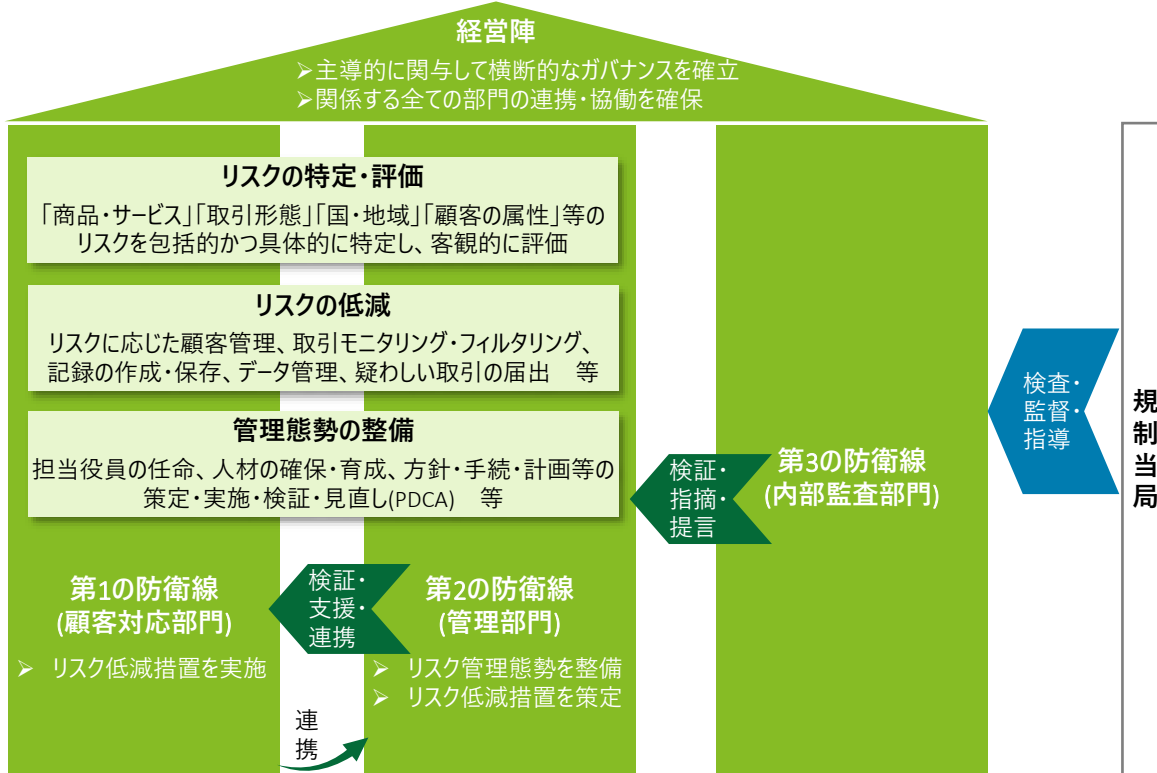


参考：FATF公表資料 ([Assessments \(fatf-gafi.org\)](https://assessments.fatf-gafi.org/))

金融機関に求められるAML/CFT態勢

金融庁ガイドラインが重要視しているリスクベース・アプローチは、金融機関が直面するリスクに応じ、最適な態勢を整備し、最適な対策を講ずることを求めるものです。

下図で示すとおり、有効なAML/CFT態勢を構築するためには、経営陣の主導的な関与の下、顧客対応部門（第1線）・管理部門（第2線）・内部監査部門（第3線）の各部門が担う役割・責任を明確化することが重要です。そのうえで、各部門が担う役割・責任に応じて、リスクの特定・評価やリスクの低減措置等に取り組む必要があります。



金融機関が抱える課題

リスクベース・アプローチのコンセプトそのものは、大部分の金融機関において理解されていますが、具体的なリスクベース・アプローチの実践方法を正しく理解し、実行できている金融機関は決して多くないよう見受けられます。

金融庁の公表した「マネー・ロンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題（2023年6月）」では、依然として金融機関におけるリスクの特定・評価、低減、管理態勢について、例えば以下のような課題が指摘されています。



金融庁が指摘する金融機関の課題（例）



リスクの特定・評価に関する課題

- ✓ リスクの特定の範囲が不十分
- ✓ リスクの特定・評価に関する手順が文書化されていない
- ✓ 届出済の疑わしい取引に関する分析を行っていない



リスクの低減に関する課題

- ✓ リスクに応じて提供できない商品や確認すべき事項を定めた顧客受入方針を策定していない
- ✓ 制裁対象者リストの照合により候補者がヒットした場合の判断手順が具体化されていない
- ✓ 画一的なシナリオや敷居値を用いた取引モニタリングを行うにとどまる



管理態勢に関する課題

- ✓ 経営陣は、マネロン対策等の取組状況の報告を受けているが、積極的な議論や指示は行っていない
- ✓ マネロン対策等に係る方針・手続・計画等の適切性に関する監査計画がない
- ✓ 職員の役割に応じた研修を実施しておらず、理解度を確保するなどのフォローアップを行っていない

デロイト トーマツ グループの助言サービス

デロイト トーマツ グループは、AML/CFT規制に関する深い理解と国内外の金融機関に対するAML/CFTアドバイザーの豊富な実績を有しており、それらの知見に基づいた多様な助言サービスを提供しております。

リスクの特定・評価に関する助言サービス

金融機関の多くが年次で更新しているリスク評価書は、リスク低減措置の強度や手法、組織・体制の在り方やリソース配分、人員の確保・育成など、当該金融機関のAML/CFTに関する取り組みのベースとなるものです。しかし、このリスク評価書が適切な手法・枠組みで作成されなかった場合、金融機関の直面するリスクが包括的・具体的に評価されず、リスクベース・アプローチによるAML/CFTの取り組みを有効に行うことができません。

デロイト トーマツ グループは、国内外の金融機関の実務に関する豊富な知見を駆使し、金融機関の規模・特性に応じた最適な手法・枠組みでリスクの特定・評価を実施するための助言を行います。

#	商品性	商品性に起因するML/TFリスクの判断軸	Y/N	記点
1	匿名性	取引における匿名性が高く、最終的な受益者を把握することが困難な商品か	Y	1
2	外国取引性	国境を越えた送金を行うことが可能な商品か	Y	1
3
4
5
6
7
8

点数 (S) : 4

点数 (S)	区分
6 <= S <= 10	高
2 <= S <= 6	中
S <= 2	低

カテゴリ	リスク要因	潜在的リスク (NRA等)	固有リスクの評価 (当社固有データの考慮)	区分
商品・サービス	円普通預金口座	危険性がある (中)	取引発生率 (例: 全取引数 0% : 0点, 35%未満商品サービス 50%未満 : 1点, 50%以上 : 2点) 疑わしい取引発生率 (例: 当該商品 0% : 0点, サービスの5%以上 : 1%未満 : 1点, 1%以上 : 2点前点) 考慮点(S)の合計を、考慮区分に転換する。 考慮区分: S=0, S=1,2, S=3,4 区分: A, B, C, D, E, F, G, H	H

カテゴリ	リスク要因	潜在的リスク (NRA等)	固有リスクの評価 (当社固有データの考慮)	区分
商品・サービス	円普通預金口座	危険性がある	口座数は30万で、ML/TFの着破は容易でない。 左記の商品・サービスに関する疑取の届出は100件。 店舗別に現金ネットや提携ATMから24時間アクセス可能で利便性高い。	H
顧客属性	反社会的勢力等	主体として特筆	左記の属性の顧客として把握している者は100名。 左記の属性に関する疑取の届出は50件。 上記のほか、身分を偽って当社にアクセスする者も考えられる。	VH
取引形態	非対面取引	危険性が高い	左記の形態の取引件数は100万であり、ML/TFの着破は容易でない。 左記の形態に関する疑取の届出は60件。 上記のほか、身分を偽って当社にアクセスする者も考えられる。	H
国・地域	イラン・北朝鮮、包括的な制裁対象国・地域	危険性が特に高い	左記の国・地域に関連する顧客・取引は識別していない。 左記の国・地域に関連する顧客・取引に関する疑取の届出は0件。 上記のほか、身分を偽って当社にアクセスする者も考えられる。	VH

カテゴリ	リスク要因	リスク要因の発生率 (R)	L	M	H
顧客属性	反社会的勢力	左記の属性の顧客数 / 総個人顧客数	R < 2%	2% ≤ R < 5%	5% ≤ R
	非居住者	左記の属性の顧客数 / 総個人顧客数	R < 2%	2% ≤ R < 5%	5% ≤ R
	非営利団体 (NPO)	左記の属性の顧客数 / 総法人顧客数	R < 2%	2% ≤ R < 5%	5% ≤ R
	特定の職業・業種	左記の属性の顧客数 / 総顧客数	R < 2%	2% ≤ R < 5%	5% ≤ R
取引形態	非対面取引	左記の形態の取引件数 / 総取引件数	R < 2%	2% ≤ R < 5%	5% ≤ R
	現金取引	左記の形態の取引件数 / 総取引件数	R < 2%	2% ≤ R < 5%	5% ≤ R
	外国との取引	左記の形態の取引件数 / 総取引件数	R < 2%	2% ≤ R < 5%	5% ≤ R
	高額出金取引	左記の形態の取引件数 / 総取引件数	R < 2%	2% ≤ R < 5%	5% ≤ R
国・地域	イラン・北朝鮮、包括的制裁対象国・地域	左記の国・地域関連取引数 / 総取引件数	R < 2%	2% ≤ R < 5%	5% ≤ R
	FATF注意国、個別制裁国・地域	左記の国・地域関連取引数 / 総取引件数	R < 2%	2% ≤ R < 5%	5% ≤ R
	FATF監視国、その他高リスク国・地域	左記の国・地域関連取引数 / 総取引件数	R < 2%	2% ≤ R < 5%	5% ≤ R

カテゴリ	#	質問事項	Y/N	点数	カテゴリ	平均点	強度区分
リスク評価	1	左記のML/TFリスクを特定し、評価、理解するための適切な措置を講じているか	リスク評価	1.0	弱
	2	上記のYesの場合、左記の対応を適切な手順で行っているか	経営陣の関与	3.0	強
第1の防壁 (3線防衛)	3	第1線の部門 (フロントオフィス、顧客対応部門など) は、不正行為を検知するための強固なコントロールを保持しているか	Y	3	方針・手続	2.6	強
	4	グループベース管理	2.0	中
	5	職員の確保	2.0	中
	6	総合	2.1	中

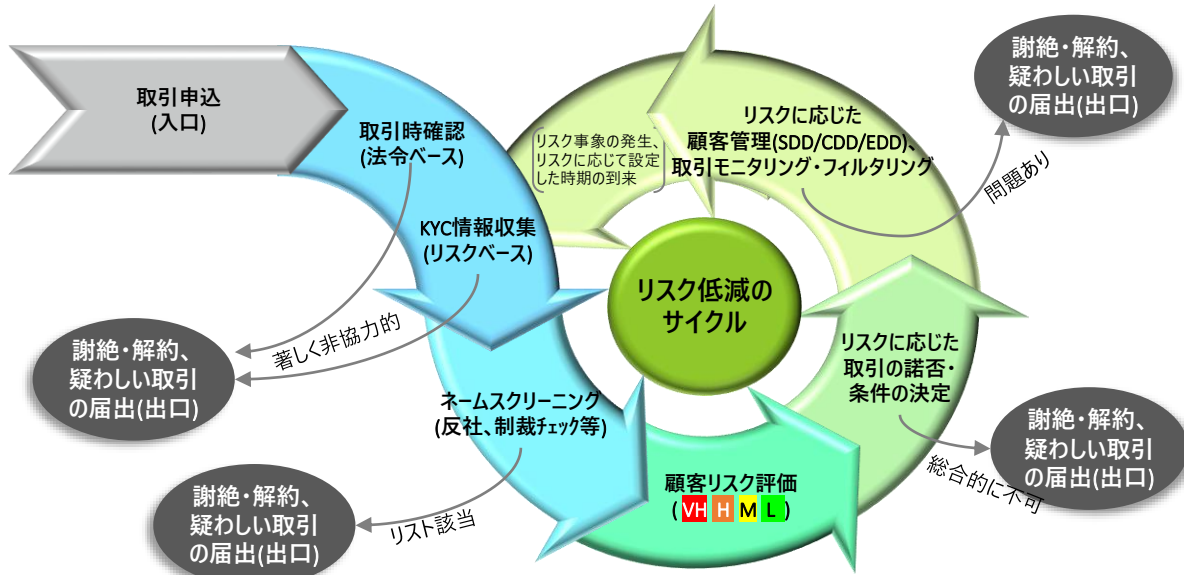
平均点を強度区分に転換する基準

平均点	区分
2.5-3.0	強
1.5-2.4	中
-1.4	弱

固有リスクの区分	リスク低減措置の強度区分			残存リスク区分	区分ごとの意味 (PDCAの活用)
	強	中	弱		
VH	2	3	4	4	固有リスクに対するリスク低減措置を講ずることで、残存するリスクが特に高い。直ちに抜本的なリスク低減措置の是正、またはリスク回避を要する。
H	1	2	3	3	...
M	1	1	2	2	...
L	1	1	1	1	...

リスクの低減に関する助言サービス

リスクベース・アプローチによるAML/CFTフレームワークにおいては、特定・評価したリスクをどのように低減するかを、金融機関が自ら考え、設計し、文書化しなければなりません。各金融機関が整備する規程類は当局検査等においても重視されるものですが、規程はあくまで文書化した結果であり、むしろその内容が当該金融機関のリスクプロファイルに沿った有効なリスク低減措置となっているかが重要です。デロイト トーマツ グループは金融機関の業務サイクル全般において、リスクに応じた低減措置を設計していくための助言を提供いたします。



管理態勢に関する助言サービス

リスクベース・アプローチによる管理態勢が、その有効性を維持し、さらに進化してゆくためには、AML/CFTに関する方針・手続・計画等を整備したうえで、組織化された検証機能をAML/CFTガバナンスの構成要素として実装することにより、管理態勢を常にアップデートするサイクルを備えることが重要となります。

デロイト トーマツ グループは、当局目線や業界水準を十分に踏まえたギャップ分析に関する助言実績のほか、第2線によるテストリングや第3線による内部監査など、AML/CFTに係る検証機能に関する助言実績を踏まえて、金融機関の管理態勢の高度化についてきめ細かく助言します。

金融庁ガイドライン	ギャップ分析の観点
(本体)	(FAQ)
II リスクベース・アプローチ	
II-1 リスクベース・アプローチの意義	
II-2 リスクの特定・評価・低減	
(3) リスクの低減	
(ii) 顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンスCDD)	
【対応が求められる事項】 ①自らが行ったリスクの特定・評価に基づいて、リスクが高いと思われる顧客・取引とそれへの対応を典型的・具体的に判断することができるよう、顧客の受入れに関する方針を定めること	【A】本ガイドラインII-2(3)(ii)【対応が求められる事項】①については、「顧客の受入れに関する方針」と題する文書等の作成を機械的に求めるものではなく、当該金融機関等の顧客受入れ方針と手続を明確に定め、規程化し、特に第1線の職員に周知徹底していることを求める趣旨です。 なお、各金融機関等における対応体系については、各金融機関等において判断されるものと考えます。
②顧客及びその実質的支配者の氏名と関係当局による制裁リスト等とを照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の	【A】国内外の制裁に係る法規制等の遵守については、例えば、国際連合安全保障理事会(以下「国連安保理」)の決議等に基づき、外国為替
【Q1】「顧客の受入れに関する方針」の策定が求められていますが、これは、「顧客の受入れに関する方針」と題するマニュアル等の策定を求めるものではなく、リスク評価に基づく顧客の受入れ方針について社内の何らかのマニュアル等に定めていけば良いという理解で良いでしょうか。	【A】本ガイドラインII-2(3)(ii)【対応が求められる事項】①については、「顧客の受入れに関する方針」と題する文書等の作成を機械的に求めるものではなく、当該金融機関等の顧客受入れ方針と手続を明確に定め、規程化し、特に第1線の職員に周知徹底していることを求める趣旨です。 なお、各金融機関等における対応体系については、各金融機関等において判断されるものと考えます。
【Q2】「顧客の受入れに関する方針」には、どのような内容が盛り込まれる必要があるのでしょうか。	【A】自らが行ったリスクの特定・評価に基づいて、リスクが高いと思われる顧客・取引及び顧客に求める対応について、明確に判断するに足りる内容が記載されている必要があると考えます。そのほか、謝絶や取引制限をする場合の適切な決裁権限等といった内容が盛り込まれている必要があると考えます。
④顧客及びその実質的支配者の氏名と関係当局による制裁リスト等とを照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の	【A】国内外の制裁に係る法規制等の遵守については、例えば、国際連合安全保障理事会(以下「国連安保理」)の決議等に基づき、外国為替
	自らが行ったリスクの特定・評価に基づいて、リスクが高いと思われる顧客・取引とそれへの対応を典型的・具体的に判断することができるよう、顧客受入れ方針(※呼称は問わない。)を規程化しているか。 上記顧客受入れ方針を、特に第1線の職員に対して周知徹底しているか。 顧客受入れ方針又はその下位規程類の中に、自らが行ったリスクの特定・評価に基づいて、取引不可先、リスクが高いと思われる顧客・取引及び顧客に求める対応について、典型的・具体的に判断するに足りる内容が記載されているか。 顧客受入れ方針又はそれを受けた規程等の中に、謝絶や取引制限をする場合の適切な決裁権限等が定められているか。 顧客受入れ方針は、顧客リスク評価モデル(システム)と整合しているか。 顧客受入れ方針は、顧客管理方針と一体的に、または整合する形で定められているか。

【関連サービス】AML/CFTにおけるアナリティクスを活用した助言サービス

【関連サービス】AML/CFT関連の内部監査助言・実施サービス

デロイト トーマツ グループの強み

デロイト トーマツ グループは、様々な業態の金融機関に対する顧客管理（顧客リスク評価、継続的顧客管理、厳格な顧客管理を含む）、取引モニタリング・フィルタリング、疑わしい取引の届出など、幅広い領域の助言実績を駆使して、金融機関のリスク低減の高度化・文書化をきめ細かく助言します。

高度な専門性

デロイト トーマツは、AML/CFT に関する法規制、リスクベース・アプローチの実務に関して高度な専門性を有するメンバーにより構成される専門チームを日本国内に有しております。

保有資格等

デロイト トーマツ グループは、専門的な助言の裏付けを重視しており、当局出身者や弁護士資格保有者、CAMS資格保有者などを擁しております。



豊富な実績

デロイト トーマツはこれまでに、様々な業態の金融機関にAML/CFTに関する助言を提供してきた実績があります。

それらの助言を提供する中で蓄積した知見を活用することにより、実務的な観点での助言の提供が可能です。

※貴社および貴社の関係会社とデロイト トーマツ グループの関係において監査人としての独立性が要求される場合、本サービス内容がご提供できない可能性があります。詳細はお問合せください。

デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社

金融サービス

Mail ra_info@tohmatsumi.co.jp

URL <https://www2.deloitte.com/jp/ja/services/risk-advisory.html>

【国内ネットワーク】東京・大阪・名古屋・福岡

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課すまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの革新を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得る損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

2024.02_0392



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>